

不動産を法定相続分のとおりに相続した場合の申請書の書式

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、相続人らが全員でこれらの不動産を相続することとなった場合の所有権移転登記の申請書の書式は、別紙 1 のとおりです。ご不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局にご相談ください。

登記所からのお願い

申請書は、A 4 の用紙に記載し、他の添付書類とともに左綴じにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。

郵送による申請はできません。

書式の解説（この書式例は、夫が死亡し、妻と子 2 人が相続した場合です。）

- （注 1） 被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注 2） 被相続人（死亡した方）の氏名は、登記簿の記載と一致している必要があります。
- （注 3） 相続人の住所、氏名は、住民票の写しの記載と一致している必要があります。持分の記載方法については、別紙 1 を参照ください。印は、認印で結構です。
- （注 4） 「しんせいしよふくほん申請書副本」として申請書のコピーを 1 部添付します。
- （注 5） 被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本等を添付します。また、相続人となる方々の出生から現在までの戸籍謄本、除籍謄本等も添付してください。被相続人の戸籍謄本、除籍謄本等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍謄本、除籍謄本などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」(別紙2)を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出した場合には、登記完了後に戸籍謄本等をお返しします。

(注6) 相続人全員の住民票の写しです。

(注7) 課税価格、登録免許税の計算方法は、[「登録免許税の計算方法等」](#)を参照してください。

(注8) 登記の申請をする不動産を、登記簿のとおりに記載してください。

*法定相続持分の例(配偶者以外の相続分は平等です。)

昭和56年1月1日以降に被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人 配偶者 1/2, 子 1/4, 子 1/4

” 配偶者と父母 配偶者 2/3, 父 1/6, 母 1/6

” 配偶者と兄妹 配偶者 3/4, 兄 1/8, 妹 1/8

昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までに被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人 配偶者 1/3, 子 1/3, 子 1/3

” 配偶者と父母 配偶者 1/2, 父 1/4, 母 1/4

” 配偶者と兄妹 配偶者 2/3, 兄 1/6, 妹 1/6

昭和22年5月3日より前に被相続人が死亡した場合

原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍していた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。

男女の間では、男が優先します。

*お知らせ

相続登記をしないまま放置すると、相続人に相続が発生するなどして、登記手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になるおそれがあります。

相続登記は、できる限り早くすませることをお奨めします。

(別紙1)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日相続(注1)

相続人 (被相続人 法務太郎)(注2)
市 町二丁目12番地
持分2分の1 法務花子印(注3)
郡 町 34番地
4分の1 法務一郎印
市 町三丁目45番6号
4分の1 法務貴子印

添付書類

申請書副本(注4) 相続証明書(注5) 住所証明書(注6)

平成16年11月5日申請 法務局 支局(出張所)

課税価格 金何円(注7)

登録免許税 金何円

不動産の表示(注8)

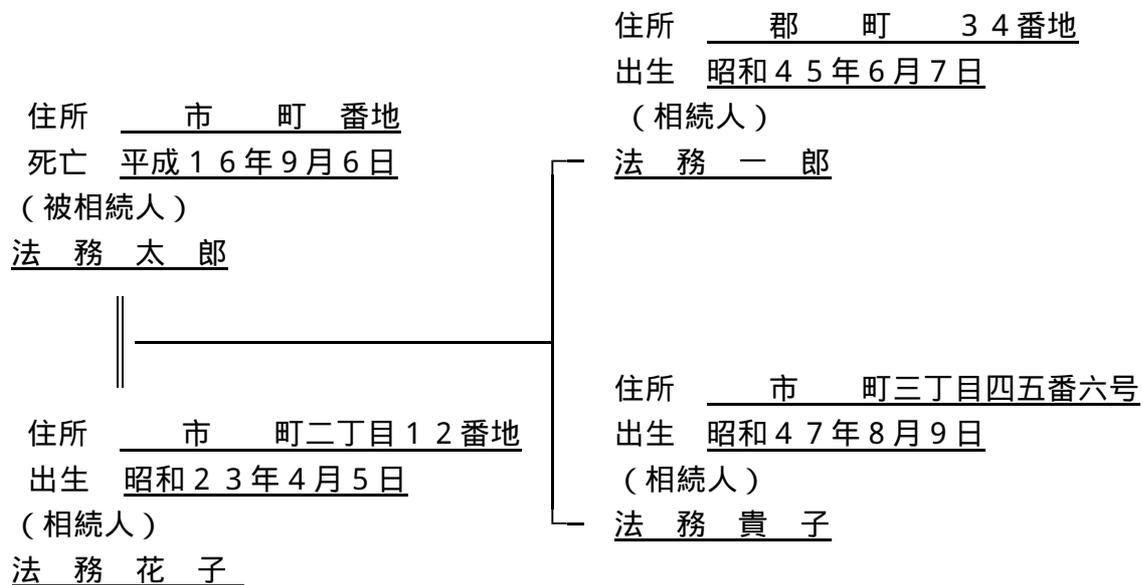
所在 市 町一丁目
地番 23番
地目 宅地
地積 123.45平方メートル
価格 金何円
所在 市 町一丁目23番地
家屋番号 23番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 43.00平方メートル
2階 21.34平方メートル
価格 金何円

* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

(別紙2)

相続関係説明図例

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* この「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した相続証明書（戸籍謄本、除籍謄本等）と住所証明書（住民票の写し等）を登記完了後にお返しします（これを原本還付の手続といいます。）。

被相続人（死亡した方）の登記簿上の住所が、この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には、戸籍の^{ふひょう}附票など住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。ただし、本籍地と一致する場合は、不要です。

* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。